NTT ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 公式戦実施要項

第1章 総則

第1条〔本要項の目的〕

この要項は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン（以下「JRLO」という）の定款（以下「定款」という）および規約（以下「規約」という）に基づき、2026 年 10 月から 2027 年9月までの期間に実施される公式試合のうち、規約第 25 条第1項第1号に定めるレギュラーシーズン（リーグ戦）および同第2号に定めるポストシーズン（プレーオフトーナメントおよび入替戦）の参加ならびに運営等に関して定めることを目的とする。

第2章 試合および大会

第1節 大会

第2条〔定義〕

（1） この要項において「試合」とは、規約第 25 条第1項第1号に定めるレギュラーシーズン（リーグ戦）および同第2号に定めるポストシーズン（プレーオフトーナメントおよび入替戦）をいう。

（2） この要項において「大会」とは、JRLO によりあらかじめ定められた日程、期間、参加チーム、試合数、競技規則、方式、順位決定方法その他関連する事項（以下「大会概要」という）に基づき実施される試合または複数の試合の総称をいう。

第2節 レギュラーシーズン

第3条〔大会構成〕

試合のうち、規約第 25 条第1項第1号に定めるレギュラーシーズン（リーグ戦）は、以下各号のディビジョンにより構成される。

① ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 ディビジョン1（以下「DIVISION 1」という）

② ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 ディビジョン2（以下「DIVISION 2」という）

③ ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 ディビジョン3（以下「DIVISION 3」という）

第4条〔DIVISION 1 大会概要〕

DIVISION 1 の大会概要は以下の通りとする。その他の詳細は、別途 JRLO が定める。

主催	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）および JRLO
主管	JRLO または規約第 29 条第1項に定める各試合の「主管運営団体」
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2026-27 DIVISION 1
	NTT ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 ディビジョン 1
日程	2026 年 12 月 12 日(土)から 2027 年 5 月 9 日(日)
参加チーム	規約第1条に定める「会員チーム」のうち、以下の 12 チーム
	浦安 D-Rocks

クボタスピアーズ船橋・東京ベイ

コベルコ神戸スティーラーズ

埼玉パナソニックワイルドナイツ

静岡ブルーレヴズ

東京サントリーサンゴリアス

東芝ブレイブルーパス武蔵

栃木ホンダヒート

トヨタヴェルブリッツ

三菱重工相模原ダイナボアーズ

横浜キヤノンイーグルス

リコーブラックラムズ東京

方式　①対戦する 11 チームのうち、別途リーグが定める 7 チームとそれぞれホスト＆ビジターの2回試合（各チーム 14 試合、内ホスト7試合）を実施し、残る4チームとそれぞれ1回試合（各チーム4試合、うちホスト2試合）を行う。

②下記の順位決定方法により、1位から6位は暫定順位とし、それらに該当する6チームが第7条に定めるプレーオフトーナメントに進出し、最終順位を決定する。7位以下はリーグ戦の成績で順位を決定する。

試合数　108 試合

競技規則　①ワールドラグビー（以下「WR」という）が定める競技規則（以下「競技規則」という）に従う。

②試験実施ルールを採用する場合には、本要項の記載にかかわらず試験実施ルールを優先する。
試験実施ルールの採用等詳細については別途通達する。

③試合時間は 40 分ハーフ、ハーフタイムは 15 分間とする。

④テレビジョンマッチオフィシャル（TMO）を実施する。

⑤頭部外傷の取り扱いは、HIA（Head Injury Assessment）とする。

順位決定方法　順位は、以下の基準に従って決定する（①が同数の場合に②によって決定するものとし、以降も同様とする。）。

① 勝ち点

② 勝利数

③ ①および②が同数であったチーム間の試合での勝ち点

④ ①、②および③が同数であったチーム間の試合での勝利数

⑤ ①から④が同数であったチーム間の試合での得失点差

⑥ 全試合の得失点差

⑦ 当該チーム間の試合でのトライ（ペナルティトライを含む）の合計数

⑧　全試合でのトライ（ペナルティトライを含む）の合計数

⑨　抽選

ただし、 ③④⑤⑦に関しては、3チーム以上で当該チーム間の対戦試合数が同一でない場合は、当該項目の1試合平均値により決定するものとする。1 試合平均値とは、当該項目の合計値を、当該チーム間での対戦試合数で除した値とする。

＜勝ち点の考え方＞

付与される勝ち点は、勝ち4点、引き分け2点、負け0点とする。ただし、7点差以内の負けは1点を付与する。また、3トライ差以上での勝ちは追加で1点を付与する。

なお、試合中止の判断がなされ、その代替試合の開催も不可能との判断に至った場合、当該試合は開催されたものとみなし、勝ち点および得点の取り扱いは以下の通りとする。なお、第 57 条乃至第 59 条に定めるメンバー登録、または、第 56 条に定めるエントリーを充足しないチームについては理由の如何を問わず、責に帰すべき事由があるものとみなす。

1. 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により試合中止になった場合

①双方のチームに勝ち点2点および得点 14 点（2トライおよび2ゴール）を付与する

2. 一方のチームの責に帰すべき事由により試合中止になった場合

①対戦チームに勝ち点4点および得点 14 点（2トライおよび2ゴール）を付与する

②帰責性のあるチームには勝ち点および得点は付与されず、失点 14 点（失2トライ失2ゴール相当） が加算される

3. 双方のチームの責に帰すべき事由により試合中止になった場合

①双方のチーム勝ち点および得点は付与されない

＜抽選の方式＞

1. 予備抽選

①予備抽選を行い、本抽選の引く順番を決める。

②予備抽選の封筒には本抽選で引く順番（「先」「後」、「1 番目」「2 番目」などを記入）を記録した紙を入れておく。

③予備抽選の順番は前年シーズンの上位を先とする。

2. 本抽選

①予備抽選で決定した順番で、本抽選を行う。

②本抽選の封筒には、順位決定の場合などは順位（「4位」、「5位」などと記入）を記録した紙を入れておく。

3. 抽選を行う日時・場所などの詳細については別途定め、当該チームに通知する。

大会成立要件　　全 108 試合のうち、54 試合以上が実施されること。

大会の中断　　別途理事会が定める条件に基づき、大会を中断および再開する場合がある。

第5条〔DIVISION 2 大会概要〕

DIVISION 2 の大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO または各試合の主管運営団体
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2026-27 DIVISION 2 NTT ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 ディビジョン 2
日程	2026 年 12 月 12 日(土)から 2027 年 5 月 9 日(日)
参加チーム	規約第1条に定める「会員チーム」のうち、以下の8チーム 川越狭山セコムラガッツ 九州電力キューデンヴォルテクス JR 東日本グリーンウォリアーズ東葛 清水建設江東ブルーシャークス 豊田自動織機シャトルズ愛知 花園近鉄ライナーズ マツダスカイアクティブズ広島 レッドハリケーンズ大阪
方式	①リーグ戦として、8チームがホスト＆ビジターの2回戦総当たり形式で試合（各チーム 14 試合、内ホスト7試合）を行う。 ②リーグ戦の結果をもって最終順位を決定する。
試合数	56 試合
競技規則	①テレビジョンマッチオフィシャル（TMO）を実施する ②頭部外傷の取り扱いは、HIA（Head Injury Assessment）とする ③前2項以外の取り扱いは、第4条に準ずる。
順位決定方法	第4条に準ずる。
大会成立要件	全 56 試合のうち、28 試合以上が実施されること。
大会の中断	別途理事会が定める条件に基づき、大会を中断および再開する場合がある。

第6条〔DIVISION 3 大会概要〕

DIVISION 3 の大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO または各試合の主管運営団体
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2026-27 DIVISION 3 NTT ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 ディビジョン 3
日程	2026 年 12 月 12 日(土)から 2027 年 5 月 9 日(日)
参加チーム	規約第1条に定める「会員チーム」のうち、以下の7チーム

クリタウォーターガッシュ昭島

中国電力レッドレグリオンズ

日本製鉄釜石シーウェイブス

日野レッドドルフィンズ

丸和 MOMOTARO'S 成田

ヤクルトレビンズ戸田

ルリーロ福岡

方式	①リーグ戦として、7チームがホスト＆ビジターの総当たり形式で試合（各チーム 12 試合、内ホスト 6 試合）を行う。 ②リーグ戦の結果をもって最終順位を決定する。
試合数	42 試合
競技規則	①テレビジョンマッチオフィシャル（TMO）は実施しない ②頭部外傷の取り扱いは、R&R（Recognize & Remove）とする ③前2項以外の取り扱いは、第4条に準ずる
順位決定方法	第4条に準ずる。
大会成立要件	全 42 試合のうち、21 試合以上が実施されること。
大会の中断	別途理事会が定める条件に基づき、大会を中断および再開する場合がある。

第3節　プレーオフトーナメント

第7条〔プレーオフトーナメント大会概要〕

規約第 25 条第1項第2号に定めるプレーオフトーナメントの大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2026-27 PLAY-OFFS NTT ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 プレーオフトーナメント
日程	2027 年 5 月 22 日(土)から 2027 年 6 月 6 日(日)
参加チーム	DIVISION 1 のリーグ戦順位における上位6チーム
試合数	6試合
競技規則	第4条に準ずる。
方式	DIVISION 1 のリーグ戦順位における上位6チームによるトーナメント方式 ①準々決勝　リーグ戦3位と6位、4位と5位が対戦し、それぞれの勝者が準決勝に進む。敗者2チームはリーグ戦の成績における上位チームが5位、下位チームが6位となる。 ②準決勝　リーグ戦1位と準々決勝勝者（4位対5位の勝者）、2位と準々決勝勝者（3位対6位の勝者）が対戦し、それぞれの勝者が決勝戦、敗者が3位決定戦に進む。 ③3位決定戦　準決勝の敗者2チームが対戦し、勝者が3位、敗者が4位となる。

④決勝　準決勝の勝者2チームが対戦し、勝者が優勝、敗者が準優勝となる。

勝敗決定方法　①40 分ハーフによる試合を行い、得点の多いチームが勝者となる。

②①を行って同点の場合は、以下の各号の順序により勝者を決定する。

1.　10 分間の延長戦を実施し、先に得点（ドロップゴール、ペナルティゴール、またはトライ）したチームを勝者とする。

（1）延長戦は、後半終了から5分後に開始する。

（2）延長戦開始まで、両チームはピッチレベルに留まらなければならない。

（3）後半終了後5分以内に、レフリーは両チームのキャプテンを呼び、コイントスを行う。コイントスにより選択権を得たチームのキャプテンが、その場でボールまたはエリアを選択する。

（4）出場メンバーは後半終了時のメンバーとし、交替・入替についてもそのまま引き継ぐ。

（5）後半終了時に一時退出している選手は、ランニングタイムで時間計測し、制限時間内に復帰の宣告をしなければ、正式な交代となる。（出血交替は 15 分以内、HIA は 12 分以内）

2.　1により勝敗が決しない場合はキッキングコンペティションを実施し、勝者を決定する。

（1）延長戦終了後ただちにコイントスを行い、選択権を得たチームのキャプテンは、先攻または後攻を選択する。使用するゴールは、競技区域内のコンディション、中継局のカメラ位置、日照方向等を鑑み、予め JRLO と主管運営団体で協議の下決定しておく。

（2）両チームは、5名のキッカーおよびキックを行う選手の順番を、キッキングコンペティションの開始前に決定しレフリーへ申告する。延長戦終了時に競技区域にいた選手のみがキッキングコンペティションに参加できる。延長戦終了時にプレーしていない選手（入替・交替した選手、退出、シンビンまたは出血・HIA の一時交替でピッチにいなかった選手）は、キッキングコンペティションに参加することができない。

（3）キッキングコンペティションは、延長戦終了から5分後に開始する。

（4）両チームは 22m ラインより後方の3箇所のエリアから、レフリーに申告した選手の順番に従って、両チーム交互にキックを行う。各チーム5名の選手の順番に従い、エリアは下記のように定める。

・第1エリア・第4エリア：ゴール真正面

・第2エリア・第5エリア：ゴールに向かって左側、15 メートルライン上

・第3エリア：ゴールに向かって右側、15 メートルライン上

（5）各チーム5名ずつ全員がキックを行うまで、または、残りのキック数に対していずれかのチームが相手チームの得点を超えることができないと判断されるまで続ける。

（6）5人蹴っても同点の場合、再び1人目より第1エリアからキックを行う。ただし、6回目以降は先攻および後攻終了時に得点差がついた時点で勝者を決定する。

（7）キッカーに選出された5名はハーフウェイラインで待機をする。

（8）風が強くキッカーがボールを抑えるプレーサーを要求した場合、キッキングコンペティションに参加している選手をプレーサーとすることができる

（9） 両チームのキッカー以外のメンバー（チームスタッフエントリーシートに記載されたスタッフを含む）は、使用しないゴールポスト側の 22m ラインからトライラインまでのエリアに待機する。

3. 試合中止の判断がなされ、その代替試合の開催も不可能との判断が至った場合、以下の各号の順序により勝者を決定する。

① 試合開始前に中止が決定した場合、リーグ戦の最終順位が上位であるチームを当該試合の勝者とする。

② 試合開始後に中止が決定した場合

a. 得点が多いチームを勝利チームとする。

b. 得点が同点だった場合、①トライ（ペナルティトライを含む）数が多い方②トライ後のゴール数が多い方を勝利チームとする。

c. 得点が同点で、b.の①および②が同数であった場合、リーグ戦の最終順位が上位であるチームを当該試合の勝者とする。

第4節 入替戦

第8条〔大会構成〕

規約第 25 条第1項第2号に定める入替戦は以下各号により構成される。

① ジャパンラグビーリーグワン 2026-27 ディビジョン1/2入替戦（以下「DIVISION 1/2 入替戦」という）

② ジャパンラグビーリーグワン 2026-27 ディビジョン2/3入替戦（以下「DIVISION 2/3 入替戦」という）

第9条〔DIVISION 1/2 入替戦大会概要〕

DIVISION 1/2 入替戦の大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2026-27 DIVISION 1/ DIVISION 2 PROMOTION/RELEGATION MATCH NTT ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 ディビジョン 1/ディビジョン 2 入替戦
日程	2027 年 5 月 21 日(金)から 5 月 30 日(日)
参加チーム	DIVISION 1 の 11 位および 12 位の2チーム DIVISION 2 の1位および2位の2チーム
方式	以下のチーム間において2回戦で試合を行う。各対戦で上位となったチームは翌シーズンの DIVISION 1 に参加し、下位となったチームは翌シーズンの DIVISION 2 に参加する。 1. DIVISION 1 の 11 位 と DIVISION 2 の2位 2. DIVISION 1 の 12 位 と DIVISION 2 の1位
試合数	4試合
競技規則	①テレビジョンマッチオフィシャル（TMO）を実施する ②頭部外傷の取り扱いは、HIA（Head Injury Assessment）とする

③前2項以外の取り扱いは、第4条に準ずる

昇降格決定方法　1．昇降格は、①勝ち点、②勝利数、③得失点差、④トライ数、⑤トライ後のゴール数、によって決定する（①が同数の場合に②によって決定するものとし、以降も同様とする。）。

2．前項により順位が決しない場合、DIVISION 1 所属チームが残留する。

3．勝ち点の考え方は第4条に準ずるものとする。

4．試合中止の判断がなされた場合は原則として代替試合は実施しないものとし、昇降格は以下のとおり決定する。なお、この場合において、第 47 条第3項および第 48 条第5項1号は適用しない。

① 第1試合が実施された場合において

a. 第2試合が双方のチームに帰責事由なく中止となった場合

第1試合の結果に基づき、上記1～3に従って昇降格を決定する。

b. 第2試合がいずれか一方のチームの帰責事由により中止となった場合

第1試合の結果にかかわらず、翌シーズンにおいては、第2試合の中止について帰責事由のないチームは DIVISION 1 に参加し、帰責事由のあるチームは DIVISION 2に参加する。

c. 第2試合が双方のチームの帰責事由により中止となった場合

第1試合の結果に基づき、上記1～3に従って昇降格を決定する。

② 第1試合が双方のチームに帰責事由なく中止となった場合において

a. 第2試合が開催された場合

第2試合の結果に基づき、上記1～3に従って昇降格を決定する。

b. 第2試合が双方のチームに帰責事由なく中止となった場合

双方のチームとも昇降格なし（上位ディビションチームが残留）とする。

c. 第2試合がいずれか一方のチームの帰責事由により中止となった場合

翌シーズンにおいては、第2試合の中止について帰責事由のないチームは DIVISION 1 に参加し、帰責事由のあるチームは DIVISION 2に参加する。

d. 第2試合が双方のチームの帰責事由により中止となった場合

双方のチームとも昇降格なし（上位ディビジョンチームが残留）とする。

③ 第1試合がいずれか一方のチームの帰責事由により中止となった場合

第2試合は実施せず、翌シーズンにおいては、第1試合の中止について帰責事由のないチームは DIVISION 1 に参加し、帰責事由のあるチームは DIVISION 2に参加する。

④ 第1試合が双方のチームの帰責事由により中止となった場合において

a. 第2試合が開催された場合

第2試合の結果に基づき、上記1～3に従って昇降格を決定する。

b. 第2試合が双方のチームの帰責事由なく中止となった場合

双方のチームとも昇降格なし（上位ディビジョンチームが残留）とする。

c. 第2試合がいずれか一方のチームの帰責事由により中止となった場合

翌シーズンにおいては、第2試合の中止について帰責事由のないチームは DIVISION 1 に参

加し、帰責事由のあるチームは DIVISION 2に参加する。

d. 第2試合が双方のチームの帰責事由により中止となった場合

双方のチームとも昇降格なし（上位ディビジョンチームが残留）とする。

方式の変更　やむを得ない事由により、DIVISION 1/2 入替戦の方式を変更する場合は、別途理事会が定める。

第 10 条〔DIVISION 2/3 入替戦大会概要〕

DIVISION 2/3 入替戦の大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2026-27 DIVISION 2/ DIVISION 3 PROMOTION/RELEGATION MATCH NTT ジャパンラグビー リーグワン 2026-27 ディビジョン 2/ディビジョン 3 入替戦
日程	2027 年 5 月 21 日(金)から 2027 年 5 月 30 日(日)
参加チーム	DIVISION 2 の7位および8位の2チーム DIVISION 3 の1位および2位の2チーム
方式	以下のチーム間において2回戦で試合を行う。各対戦で上位となったチームは翌シーズンの DIVISION 2 に参加し、下位となったチームは翌シーズンの DIVISION 3 に参加する。 1．　DIVISION 2 の7位 と DIVISION 3 の2位 2．　DIVISION 2 の8位 と DIVISION 3 の1位
試合数	4試合
競技規則	①テレビジョンマッチオフィシャル（TMO）を実施する ②頭部外傷の取り扱いは、R&R（Recognize & Remove）とする ③前2項以外の取り扱いは、第4条に準ずる
昇降格決定方法	1．昇降格は、①勝ち点、②勝利数、③得失点差、④トライ数、⑤トライ後のゴール数、によって決定する（①が同数の場合に②によって決定するものとし、以降も同様とする）。 2．前項により順位が決しない場合、DIVISION 2 所属チームが残留する。 3．勝ち点の考え方は第4条に準ずる。 4．試合中止の場合の考え方は第9条に準ずる。
方式の変更	やむを得ない事由により、DIVISION 2/3 入替戦の方式を変更する場合は、別途理事会が定める。

第5節　表彰

第 11 条〔表彰〕

別途理事会が定める「表彰規程」による。

第3章　開催

第 12 条〔申請〕

試合を主管する JRLO および主管運営団体（以下併せて「主管者」という）は、原則として主管する試合（以下「主管試合」という）の開催日の2か月前までに、JRLO が別途定める「JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2026-27 試合運営ガイドライン」（以下「試合運営ガイドライン」という）に記載の様式に則り、主催者に対して試合の開催に係る申請をしなければならない。

第 13 条〔承認〕

（1） 主管者は、原則として主管試合の一般告知またはチケット販売開始前までに、主催者から試合の開催に係る承認を受けなければならない。

（2） 日本協会および JRLO は、試合の開催に係る申請に基づき、試合の運営に係る計画、体制その他関連する事項について、申請者に変更を求めることができる。

第4章　運営

第1節　スタジアム

第 14 条〔スタジアムの確保〕

（1） 主管者は、必要に応じて都道府県協会と協力し、それぞれ主管試合を開催するに相応しいスタジアムの確保に努めなければならない。

（2） スタジアムは競技規則第1条の要件を満たすグラウンドを備えるものでなければならない。また、次の各号を備えるものが望ましい。

① 観客席：　観客を収容するための十分な座席数を確保

② 照明設備：　原則平均 1,500 ルクス以上を確保（グラウンド面から 1.5m の高さにおいて、5地点で計測）

③ 音響設備：　場内全体に行き届く場内放送設備・音響設備を具備

④ 通信設備：　場内全体で利用可能なインターネット通信設備を具備

⑤ 付帯設備：　大型映像装置を具備（DIVISION3は推奨）

⑥ 諸室：　第3項に定める各エリアにおける各諸室を確保

⑦ 駐車場：　チームバス、来賓、障碍者、運営関係者および中継車両等が使用可能な駐車場を具備

⑧ 出入口：　次項に定める競技エリアおよび運営エリアが、観客エリアと干渉しない動線を確保

（3） スタジアムでは次の各号のエリアを設けるものとする。

① 競技エリア

② 運営エリア

③　観客エリア

④　来賓エリア

⑤　メディアエリア

⑥　中継エリア

⑦　場外車両エリア

（4） JRLO は、主管運営団体が確保したスタジアムを検査し、主管運営団体に対して、試合の中止またはスタジアムの変更を求めることができる。

第 15 条〔競技エリア〕

第 14 条第3項第1号に定める競技エリアは、次の各号を備えるものでなければならない。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

①　グラウンド（競技規則第1条の要件を満たすもの）

②　ウォームアップエリア

③　チーム・審判入場口

④　選手ロッカールーム

⑤　審判ロッカールーム

⑥　コーチボックス

⑦　HIA オペレーションエリア（DIVISION 3 を除く）

⑧　HIA ルーム（DIVISION 3 を除く）

⑨　TMO ルーム（DIVISION 3 を除く）

⑩　ドーピングコントロールルーム

⑪　プレマッチミーティングルーム

⑫　映像撮影エリア

⑬　掲揚ポール／バトン

⑭　デジタルタイマー

第 16 条〔グラウンド〕

第 15 条第1号に定めるグラウンドは、以下各号を備えるものでなければならない。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

①　競技区域：　フィールド・オブ・プレー（トライラインおよびタッチラインで囲まれた区域）およびトライゾーン（トライライン、タッチインゴールラインおよびデッドボールラインに囲まれた区域）

②　芝：　競技区域およびタッチラインの外側最低 1.5m までは、原則すべて天然芝に覆われているものとするが、WR の定める基準を満たした人工芝も可とする。なお、トライゾーンについては、施設状況により天然芝エリアが不足する場合、人工芝の敷設を可能とする。人工芝の素材については事前に JRLO の承認を得るものとする

③　ライン：　幅 100mm で明瞭に引かれているものとする

④ フラッグポスト: JRLO が指定するものとする

⑤ チームエリア: メインスタンド側タッチラインから5m 以上離れ、20m × 3m を超えない範囲で配置、チームベンチはチームエリア内に左右対称に設置する

⑥ テクニカルゾーン: チームエリアのハーフウェイライン側に、タッチラインから3m 以上離れ、ハーフウェイラインから5m 以上離れた場所から、10m × 3m を超えない範囲で、左右対称に配置する

⑦ ゴールポスト: 内側で 5.6m の間隔を持ち、高さは 3.4m 以上。グラウンド面からクロスバー上端部までの高さが3m。ゴールポストにパッドを取り付ける場合は、パッドの外側がトライラインから 0.3m を超えないものとする

⑧ ウォームアップエリア タッチラインから5m以上離れていることが望ましい。タッチラインから5m以内にかかる場合は、試合中のウォームアップ時はボールの使用を禁止する。

第 17 条〔運営エリア〕

第 14 条第3項第2号に定める運営エリアは、原則として次の各号を備えるものとする。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

① 運営本部
② 選手用医務室
③ 警察・消防控え室
④ 記録室
⑤ 大型映像操作エリア
⑥ 場内放送室
⑦ ゴミ集積所
⑧ 運営関係者控え室
⑨ 現金管理場所

第 18 条〔観客エリア〕

第 14 条第3項第3号に定める観客エリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

① 入場券売り場
② 入場待機スペース
③ 入場ゲート
④ 総合案内所
⑤ 案内サイン
⑥ 観客救護所
⑦ AED

⑧　授乳室

⑨　ベビーカー預かり所

⑩　喫煙スペース

⑪　トイレ（一般トイレ、多目的トイレ、場外のトイレ）

⑫　観客動線

⑬　飲食およびグッズ売店

第 19 条〔来賓エリア〕

第 14 条第3項第4号に定める来賓エリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

①　来賓受付

②　来賓席

③　来賓室

第 20 条〔メディアエリア〕

第 14 条第3項第5号に定めるメディアエリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

①　メディア受付

②　記者室

③　フォト・TV クルー室

④　記者会見室

⑤　記者席

⑥　ミックスゾーン

⑦　フォト・ENG ポジション

第 21 条〔中継エリア〕

第 14 条第3項第6号に定める中継エリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

①　実況放送室

②　中継スタッフ控え室

③　中継カメラスペース

④　光回線

⑤　中継ケーブルスペース

第 22 条〔場外車両エリア〕

第 14 条第3項第7号に定める場外車両エリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

① 一般観客用駐車場
② 車いす車両用駐車場
③ チーム用駐車場
④ 中継車両設置スペース
⑤ 大型トラック駐車場
⑥ 売店用駐車場
⑦ メディア用駐車場
⑧ 来賓用駐車場
⑨ 緊急車両スペース
⑩ その他関係者車両駐車場
⑪ バス駐車場
⑫ シャトルバス運行用スペース
⑬ 観客用駐輪場
⑭ タクシー乗降所

第2節 会場運営

第 23 条〔旗の掲揚〕

（1） 主管者は、主管試合を開催するスタジアムにおいて、原則として次の各号の通り旗を掲揚しなければならない。

① JRLO 旗：掲揚台中央
② ホストチーム旗：グラウンドから掲揚台へ向かって左
③ ホストチームと対戦する会員チーム（以下「ビジターチーム」という）旗：グラウンドから掲揚台へ向かって右

（2） 主管者は、前項以外の場所に、都道府県協会旗を掲揚することができる。

（3） 掲揚する旗の大きさは、いずれも天地 2,000mm、左右 3,000mm とする。

（4） スタジアムの設備状況により、第1項から第3項の対応が困難な場合は、主管者は事前の主催者との協議に基づき運用を決定する。

第 24 条〔スタジアムにおけるアナウンス等〕

（1） 主管者は、主管試合において、競技に関する次の各号をアナウンスしなければならない。

① チーム、選手、監督およびコーチの名称（ビジターチーム、ホストチームの順）
② マッチコミッショナー、マッチマネージャー、審判員、メディカルマネージャー、マッチデードクター、サイティング要員、担架要員およびボールパーソン
③ 試合方法（タイムキーパー制、TMO および HIA の実施有無等）
④ 選手および審判員の交替

⑤　得点者および得点方法（トライ、ゴール、ペナルティゴールまたはドロップゴール）

⑥　試合中の案内（反則名、シンビン、TMO の内容・結果等）

⑦　プレーヤー・オブ・ザ・マッチ

⑧　全各号のほか、JRLO の指示または承認を得た事項

（2）主管者は、主管試合において、次の各号をアナウンスすることができる。

①　緊急対応時の告知、誘導等

②　チームまたは選手の情報

③　直近の成績表

④　次の試合の予定、告知、チケット情報

⑤　公式入場者数

⑥　他の試合の途中経過、結果

⑦　前各号のほか、JRLO の承認を得た事項

第 25 条〔リーグ協賛スポンサー広告看板等の設置、露出〕

（1）主管者は、主管試合を開催するスタジアムにおいて、JRLO が指定した位置に JRLO が指定する掲出物を掲出できるスペースを確保しなければならない。

（2）前項の掲出物の設置位置は、次の各号の通りとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。なお、各詳細は「インボウル広告・露出物ガイドライン」に定めるものとする。

①　タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること

②　トライライン側：デッドボールラインから5m以上離れていること

（3）主管者は、主管試合を開催するスタジアムにおいて、JRLO が指定した回数および内容の映像、アナウンス等の露出を行わなければならない。なお、各詳細は「インボウル広告・露出物ガイドライン」に定めるものとする。

第 26 条〔チーム協賛スポンサー広告看板等の設置〕

（1）主管者は、独自で獲得した協賛企業（以下「チームスポンサー」という）の広告看板または横断幕を、主管試合を開催するスタジアムにおいて、JRLO が指定した位置に掲出することができる。なお、各詳細は「インボウル広告・露出物ガイドライン」に定めるものとする。

（2）前項に定める掲出物は、第 12 条に定める開催申請と併せて JRLO に申請し、承認を得なければならない。

第 27 条〔常設看板の取り扱い〕

スタジアムのグラウンド壁面、それ以外を含め、第 25 条及び第 26 条で定める掲出物以外の企業広告看板（以下「常設看板」という）が設置されている場合、原則として主管者は常設看板を覆い隠す必要はない。

第3節　用具および備品

第 28 条〔試合球〕

試合では、JRLO の指定するボール（以下「試合球」という）を使用するものとし、各試合4球を JRLO が準備するものとする。

第 29 条〔試合に係る用具および備品〕

試合で用いる用具および備品の内容ならびに準備方法は JRLO が別途定めるものとする。

第 30 条〔通行証〕

（1） 主管者は、通行証（アクレディテーションカードまたは AD カード）およびビブス等（以下併せて「通行証等」という）を発行し、スタジアムのうち通行証等を携帯する者のみが通行可能なエリア（以下「通行可能エリア」という）を別途指定することができる。

（2） 各通行証等の種類、所持可能者および通行可能エリアは、別途「試合運営ガイドライン」に定める。

（3） 主管者は、通行可能エリアについて、前項の通行証等を携帯する者のみ通行を許可する。

（4） 主管者は、運営に必要な通行証等を発行し、通行可能エリアにおける通行を適切に管理する。

第4節　競技運営

第 31 条〔マッチコミッショナー〕

（1） マッチコミッショナーは、規約第 25 条第4項に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。

（2） マッチコミッショナーは、以下の職務を委嘱され、指定された公式試合において、中立の立場で大会・競技運営全般を統括する。

・JRLO を代表し、大会全体が円滑に遂行されているか管理・監督を行う義務を負う。

・問題が発生した際に、中立の立場で解決に努めると共に、JRLO への報告の義務を負う。

・大会運営全般に関する報告書を作成し、JRLO へ提出する義務を負う。

・マッチマネージャーとコミュニケーションを図り、事前に情報確認、調整を行う。

・不正行為に該当するまたは該当するおそれのある行為等について、WR の定める「REGULATION 18. MISCONDUCT AND CODE OF CONDUCT」に従い、調査を行い、JRLO に報告する義務を負う。なお、不正行為の定義はワールドラグビーの定める「REGULATION 18. MISCONDUCT AND CODE OF CONDUCT」によるものとする。

（3） マッチコミッショナーの具体的業務は、「マッチコミッショナーマニュアル」に別途定める。

（4） マッチコミッショナーは、試合終了後 24 時間以内に、JRLO 所定の書式に則り「マッチコミッショナー報告書」を提出する。

（5） マッチコミッショナーは、試合の中断、または競技中の悪質な違反による退出等の重大な事象が発生した場合、JRLO 所定の書式に則り「マッチコミッショナー緊急報告書」をすみやかに提出する。

（6） マッチコミッショナーは、規律委員会およびジュディシャルパネルより意見を求められた場合、これに回答し、またヒアリングへの出席を求められた場合、これに出席し報告する。

（7） 主管者は、グラウンドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。

（8） 第1項に定めるマッチコミッショナーの派遣に伴い JRLO が日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途 JRLO および日本協会が定める。

第 32 条〔審判員〕

（1） 審判員は、規約第 25 条第4項および第 55 条に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。

（2） 審判員は、JRLO が定める時刻までにスタジアムに到着しなければならない。

（3） 試合中に審判員のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、以下の通り代行にて実施する。

① レフリーおよび TMO の代行は第1アシスタントレフリーが行う

② 第 1 アシスタントレフリーの代行は第 2 アシスタントレフリーが行う

③ 第 2 アシスタントレフリーの代行はピッチコントローラー3 名のうち 2 名が行う。この場合ピッチコントローラーは 2 名体制で実施する。

④ ピッチコントローラーとタイムキーパーの代行は、都道府県協会に登録されているレフリー資格保持者が務めるものとする。

（4） 審判員の派遣に伴い JRLO が日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途 JRLO および日本協会が定める。

第 33 条〔競技医事〕

（1） 競技医事に係る医務要員は、規約第 25 条第4項に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。なお、派遣される人員は、WR が定める資格（PHICIS／ICIR のそれぞれレベル2以上）を有する医師2名（以下、「マッチデードクター」という）および試合当日の医事運営責任者1名（以下「メディカルマネージャー」という）とする。なお、DIVISION 3 については、マッチデードクター1名、メディカルマネージャー1名とする。

（2） 前項の医務要員に加え、サポートドクター1名を派遣する場合がある。

（3） メディカルマネージャーは、試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておかなければならない。

（4） 主管者は、グラウンドと外部救急サービスとのアクセスのよい場所に選手用医務室を設置しなければならない。選手用医務室の設置および運用、必要な医事設備用具については、別途定める「メディカルコントロールマニュアル」による。

（5） ホストチームおよびビジターチームは、競技運営に係り試合で生じた外傷および疾病について、JRLO が定める様式に則り報告書を作成し、試合終了後すみやかに JRLO へ提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見および署名を含まなければならない。

（6） 第1項に定めるマッチデードクターの派遣に伴い JRLO が日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途 JRLO および日本協会が定める。

（7） 第4項に定める室料や医事設備用具に係る費用は主管者が負担する。

第 34 条〔ジュディシャルおよびサイティング〕

（1） ジュディシャル要員およびサイティング要員は、規約第 25 条第4項に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき指名される。サイティング要員としては、サイティング・コミッショナー及びサイティング・コミッショナー・リエゾンを指すが、派遣される人員は、サイティング・コミッショナー・リエゾンとする。なお、サイティング・コミッショナーが、サイティング・コミッショナー・リエゾンを兼務する場合がある。

（2） JRLO は日本協会への委託に基づき、ジュディシャル業務およびサイティング業務を実施する。

（3） 第2項における業務については、「リーグワンにおける懲罰ガイドライン」に別途定める。

（4） 第1項に定めるジュディシャル要員の業務およびサイティング要員の派遣に関し、JRLO が日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途 JRLO および日本協会が定める。

第 35 条〔ドーピング検査〕

（1） アンチ・ドーピング要員は、規約第 25 条第4項に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。

（2） 日本協会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定めに基づき、ドーピング検査を実施する。その他ドーピング検査の実施に係る事項は、別途 JRLO および日本協会が定める。

第 36 条〔公式記録の作成〕

（1） 主管者は、試合の経過、結果および起こった事象を公式記録として作成する。

（2） 公式記録作成業務はマッチマネージャーが統括する。

（3） 公式記録作成業務に従事する公式記録員は、大会運営に係る補助係員として主管者が手配する。

（4） 前項により指名された公式記録員は、JRLO が定める様式およびシステムに試合記録を入力する。

（5） 公式記録員が入力した試合記録は、試合終了後、マッチコミッショナーおよび審判員がその内容を確認する。

（6） 主管者は、マッチコミッショナーおよび審判員の確認後、公式記録をすみやかに取材メディア関係者等が閲覧可能な状態とする。

（7） 主管者は、マッチコミッショナーおよび審判員の確認後、公式記録を JRLO が定める期限までに JRLO に提出しなければならない。

第5節　大会運営

第 37 条〔入場料〕

（1） 入場料は、主管者に帰属するものとする。

（2） 入場料の体系は、主管者が決定する。

（3） 入場券の販売に関する方針（タイミング、席種、価格、販売方法等）は、別途 JRLO が定めるものとし、主管者は JRLO が定めた方針に則るよう努力するものとする。

第 38 条〔公式試合の費用負担〕

主管者は、規約第 28 条第2項に基づき、主管試合における収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用(以下併せて総称して「必要経費」という)を負担する。

① 運営人件費

② スタジアム使用料(付帯設備使用料を含む)

③ スタジアム仮設設備設置費用(テント設営料等)

④ 入場券・招待券の印刷費

⑤　入場券販売手数料

⑥　広告宣伝費

⑦　チームパートナーの看板等の費用(スタジアムへの掲出料を含む)

⑧　その他主管試合の運営に関する費用

第 39 条〔試合中止の場合の費用負担〕

(1) 公式試合がいずれのチームの責めにも帰さない事由により中止となった場合には、主管者は主管者において発生した必要経費(ホストチームにおいて発生した交通費・宿泊費(旅費規程第4条に定める範囲に限る。以下同じ)のキャンセル分・増額分を含む)に加え、入場料の払戻しに係る手数料およびビジターチームにおいて発生した交通費・宿泊費のキャンセル分・増額分を負担する。ただし、第 47 条第3項第2号もしくは第3号、または、第 48 条第5項第2号もしくは第3号により、試合が開催され、または成立したものとみなされる場合はこの限りでない。

(2) 公式試合の中止による損失負担軽減のため、JRLO は、ホストチーム、ビジターチームおよび JRLO が負担する以下各号に定める費用(以下、併せて「保険対象経費」という)を算出の上、JRLO が会員に対する共益サービスの一環として、別途加入する興行中止保険(すべての公式試合を対象とする保険で、保険料は年会費を原資とする)に係る保険金を按分して支給する。ただし、公式試合の中止が、コロナ等のパンデミック、広範囲の激甚災害等によるものである場合は、別途対応を協議する。

①　ホストチームにおいて発生した前条第1号から第4号に掲げる必要経費、交通費・宿泊費のキャンセル分・増額分、入場料の払戻しに係る手数料

②　ビジターチームにおいて発生した交通費・宿泊費のキャンセル分・増額分

③　公式試合において JRLO が各試合に共通して負担している以下の経費

i.　リーグ掲出物の設営・撤去及び運搬費

ii.　マッチコミッショナー、審判員、競技医事に関わる医務要員、サイティング要員の派遣旅費

iii.　公式映像制作関連経費

iv.　その他公式試合において JRLO が共通して負担している関連経費

(3) ホストチームおよびビジターチームに支払われる保険金を超える費用のうち実行委員会が合理的と考える費用については、協賛事業配分金を原資として当該中止試合のホストチームおよびビジターチームに支給される。なお、具体的な支給金額は、別途、実行委員会において決議する。

第 40 条〔入場料の払い戻し〕

(1)　入場料の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

①　試合が不可抗力その他理由により開催不能または中止となった場合

②　試合開催における何等かの瑕疵が発生し、試合は開催されるものの主催者もしくは主管者が払い戻しが必要と判断した場合

③　その他、理事会が決定する場合

(2)　入場料の払い戻しに係る手数料は、理事会が決定する帰責性の帰属に基づき、以下各号の通り負担する。

① 試合の開催不能、中止または瑕疵が、いずれかのチームの責に帰す場合：帰責性のあるチームが負担する

② 試合の開催不能、中止または瑕疵が、両方のチームの責に帰す場合：両方のチームが折半して負担する

③ 試合の開催不能、中止または瑕疵が、いずれのチームの責にも帰さない場合：主管者が負担する

第 41 条〔帰責事由あるチームの費用の補償〕

（1）ホストチームの責に帰すべき事由により公式試合が中止となった場合、ホストチームは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。

（2）ビジターチームの責めに帰すべき事由により公式試合が中止となった場合、ビジターチームは、ホストチームに発生した必要経費（ホストチームにおいて発生した交通費・宿泊費のキャンセル分・増額分を含む）および入場料の払戻しに係る手数料を補償しなければならない。

第 42 条〔大会医事〕

（1） 主管者は、観客およびスタッフ等の事故に対処するため、大会医事に係る観客救護所を設置しなければならない。

（2） 第１項における観客救護所は観客１万人に対し１か所の設置を目安とする。なお、観客救護所の設置場所、運用などは別途定める「観客救護マニュアル」による。

（3） 主管者は、観客救護所における医務要員として医師および看護師を手配する。なお、看護師は、医師の指導の下活動できる医療知識がある者も容認される（以下「看護師等」という）。

（4） 主管者は「観客救護マニュアル」に記載の医事設備用具を備えなければならない。

（5） 主管者は、第３項の医師に、試合の開催時にスタジアムで生じた観客およびスタッフ等の外傷および疾病について、JRLO が定める様式に則り報告書を作成させ、試合終了後すみやかに、JRLO へ提出させなければならない。

（6） 第3項に定める医師および看護師等への報酬並びに第4項に定める医事設備用具に係る費用は主管者が負担する。

第 43 条〔係員〕

主管者は、次の各号の補助係員を置き、試合運営を円滑に進行する。

① 場内外の警備、案内要員（競技場により適宜必要数を決定）

② 場内放送要員

③ 大型映像装置操作要員

④ ボールパーソン（7名を推奨。うち１名は給水係員）

⑤ 担架およびマッチデードクター補助要員（6名）

⑥ 公式記録要員

第 44 条〔取材・メディア対応〕

（1） 報道関係者の取材(インタビューを含む)は、原則として JRLO に対する事前の申請に基づき実施できるものとする。

（2） 主管者は、「試合運営ガイドライン」および「広報担当者マニュアル」に基づき、報道関係者が円滑な取材を行うことができる環境の準備および試合当日の運営を行わなければならない。

（3） 主管者は、試合当日の来場メディア数およびメディアの一覧を、JRLO が定めた書式および方法にて、別途 JRLO が定める期日までに JRLO に報告しなければならない。

（4） 試合に出場した両チームは、特別な理由がない限り、試合終了後に所定の場所（記者会見場、ミックスゾーン他）で、記者会見への参加および来場メディアからの取材要請に応じる。試合後のチームスケジュール、ならびに選手ら取材対象者のスタジアム退出時間等は、これらのメディア対応を前提として計画・設定すること。

第6節　試合運営における留意事項

第 45 条〔運営責任〕

（1） 主管者は、観客、選手、審判員、役員および全スタッフの安全を確保する責任および義務を負う。

（2） ホストチームおよびビジターチームを有する正会員はそれぞれ、規約およびこの要項その他付随する資料の定めに従い、安全かつ円滑に試合の運営を行う責任を負う。

（3） 主管者が独自に設けた観戦ルールがある場合、主管者および双方のチームは、試合開催日までに当該観戦ルールを相互に確認のうえ、入場者にその内容を周知して遵守させなければならない。なお、双方のチームは、当該観戦ルールに対して自ら異議を申し立て、または入場者に異議を申し立てさせてはならない。

第 46 条〔キックオフ時刻〕

（1） ホストチームおよびビジターチームは、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。

（2） 前項の定めにかかわらず、不可抗力または同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、レフリーおよびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。

（3） いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームはキックオフ予定時刻から 40 分間、会場に待機する義務を負う。

第 47 条〔試合の中止（試合開始前の停止）〕

（1） 試合は、悪天候や地震等の天変地異、公的機関からの中止勧告、または公共交通機関の停止等（以下、総じて「不可抗力」という）、もしくはチームの責により中止となる場合がある。

（2） 試合の中止および中止理由（不可抗力またはチームの責）は、以下各号の通り決定する。

① 当該試合を開催するスタジアムの開場まで：
代表理事が、主管運営代表者との協議に基づき決定する。

② 前号の開場以降キックオフまで：
マッチコミッショナーが、主管運営代表者、マッチマネージャー、ベニューマネージャー、およびマッチオフィシャルとの協議に基づき決定する。

（3） 試合の中止理由が不可抗力の場合、以下各号の通りとする。

① 延期が可能な場合：再試合とする。

② 延期が不可能な場合：当該試合は開催されたものとみなし、双方のチームに勝ち点2点および得点 14 点（2トライ・2ゴール）ずつを付与する。

（4） 試合の中止理由が一方または双方のチームの責に帰す場合、当該試合は開催されたものとみなし（代替試合は実施しない）、勝ち点および得点の取扱いは第4条による。

（5） 第3項における試合の延期可否は、代表理事が主管運営代表者との協議に基づき、後日決定する。

第 48 条〔試合の中断（試合開始後の停止）〕

（1） 試合は、不可抗力により中断となる場合がある。

（2） 試合の中断および当日の再開可否は、マッチコミッショナーが、主管運営代表者、マッチマネージャー、ベニューマネージャー、およびマッチオフィシャルとの協議に基づき決定する。

（3） 当日の再開が可能な場合、中断時点からの再開とする。

（4） 中断が複数回に及ぶ場合、中断から再開の回数並びに中断時間は以下を目途とするが、状況においてこの限りではない。

中断回数：最大3回を目途

各回における中断時間：最長 1 時間を目途

（5） 当日の再開が不可能な場合、以下各号の通りとする。

① 前半における中断：試合延期の可否判断を行う。

② ハーフタイム以降の中断：当該試合は、中断時点をもって成立したものとみなす。

③ ①で延期不可となった場合、中断時点をもって成立したものとみなす。

（6） 第5項第1号における試合の延期可否は、代表理事が主管運営代表者との協議に基づき、後日決定する。

第 49 条〔試合不成立時における対応〕

試合不成立時、帰責事由があるチームは、試合が開催できなかったことに伴う損害として JRLO が合理的に算出した金額を、JRLO から請求があり次第支払うものとする。損害には、試合が開催されないことに伴う放送権を有する者への支払および当該中止試合に関する必要経費等が含まれるが、これらに限定されない。双方のチームに帰責事由がある場合は、連帯して JRLO に当該損害金を支払う義務を負うものとする。

第 50 条〔応援掲示物および応援マナー〕

主管者は、観客が試合会場において、JRLO が別途定める「観戦マナー・応援ルール」を遵守させるものとする。

第7節 付随事業

第 51 条〔公衆送信〕

（1） 公式試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべて JRLO に帰属する。

（2） 公式試合の公衆送信権料その他関連事項は、別途理事会が定めるところによる。

第 52 条〔中継映像制作〕

主管者は、公衆送信権に基づく中継映像制作に関し、試合中および試合前後に制作に関連する事業者が円滑に業務を行うため、以下各号の内容について協力しなければならない。

① スタジアムへの撮影機材の搬入搬出・設営撤去および撮影中における安全の確保

② 撮影上立入りが必要な競技関連エリアへの立入許可

③ 試合前後の選手、コーチおよびスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための充分な撮影スペースの確保

④ 試合メンバー表、公式記録等の配付など試合情報のすみやかな伝達

⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有

第5章 出場

第1節 登録

第 53 条〔登録および出場資格〕

（1） 正会員は所属選手の試合出場に際し、規約第 38 条および規約第 72 条乃至第 73 条により日本協会および JRLO 所定の競技者登録手続きを行わなければならない。

（2） 前項により登録された選手は、日本協会の発行した選手証(以下「選手証」という)を携帯しなければならない。

第 54 条〔選手のカテゴリ（選手登録）〕

正会員は、以下各号に定める選手のカテゴリおよび条件に従って選手を登録する。なお、登録手続きの期限および詳細は別途定める。

① カテゴリ A-1 および A-2：制限なし

② カテゴリ B：カテゴリ C との合計が 10 名以下

③ カテゴリ C：3名以下

第 55 条〔メディカルチェック〕

正会員は所属選手の健康管理について、十分留意するとともに、少なくとも年 1 回のメディカルチェックを実施するものとする。ただし、追加登録する選手については、登録の都度実施するものとする。

第2節 出場

第 56 条〔メンバー充足の条件〕

ホストチームおよびビジターチーム（以下併せて「出場チーム」という）は、試合成立の条件として規約第 72 条および第 73 条の定めに従い登録された選手の中から WR 競技規則第3条8の規定に則り、フロントローメンバー6 名の場合は 23 名を出場メンバーとして登録するものとする。ただし、フロントローメンバーが 5 名の場合は、22 名を出場メンバーとして登録するものとする（以下「メンバー」という）。

第 57 条〔48 時間前エントリーメンバー提出〕

出場チームは、試合のキックオフ時刻の 48 時間前までに、JRLO が定める方法により第 56 条を充足する 22 名以上 23 名以内のメンバーを、JRLO 所定の書式に則り登録しなければならない（以下「48 時間前エントリー」という）。

第 58 条〔48 時間前エントリーメンバーの変更〕

（1）48 時間前エントリーメンバーの変更は、次の各号のいずれかの事由があり、かつ、JRLO の承認を得た場合に限り認められる。

①負傷または急病

②人道的な理由または慶弔等緊急かつやむを得ない事情

（配偶者やパートナーの出産、忌引き、家族・親族の重篤や疾病や事故などを含む。）

（2）前項各号のいずれかに該当する場合、出場チームは、JRLO が定める様式による診断書または理由書を提出しなければならない。

（3）変更手続きの詳細は別途定める。

第 59 条〔当日試合エントリー〕

（1） 出場チームは、各試合開始時刻の 100 分前（プレマッチミーティング開始 20 分前）までに最終的なメンバー並びにチームエリアに入るチームスタッフ（ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、メディカルスタッフ等）を JRLO が定める「当日メンバー確認リスト」並びに「チームエリアスタッフエントリーリスト」に必要事項を記入し、マッチコミッショナーに提出しなければならない(以下「エントリー」 という)。

（2） 各試合にエントリーできる者は規約第 72 条および第 73 条の定めに従い登録された選手およびチームスタッフに限られ、かつ第 62 条に定めるスタジアムへの到着時刻までにスタジアムに到着できることが合理的に明らかである者とする。

（3） 出場チームは、チームドクター以外に、アシスタントチームドクター１名を配置することができる。アシスタントチームドクターは自チーム選手の HIA 評価および医務室、ロッカーでの処置を担当できるが、フィールド・オブ・プレー、チームベンチおよびテクニカルゾーンで選手の処置を行うことはできない

（4） メンバーについて、第 56 条におけるメンバー充足の規定を満たさなかった場合は試合不成立となり、メンバー充足しなかったチームに責があるものとして取り扱う。この場合に相手チームに付与される勝ち点は第4条の規定による。

（5） チームスタッフについて、エントリー可能数の上限は8名とする。ただし、第3項におけるアシスタントチームドクターはこれに含めない。

（6） プレマッチミーティングでの最終確認後のメンバー変更は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、認められない。なお、変更手続きの詳細は別途定める。

① ウォーミングアップ時のメンバー負傷など不可抗力による事由があり、かつ、メディカルマネージャーの助言を受け、マッチコミッショナーが最終確認後のメンバー変更を承認した場合

② 前条第１項第 2 号に定める「人道的な理由または慶弔等緊急かつやむを得ない事情」があり、前条第２項の理由書等を提出し、マッチコミッショナーが最終確認後のメンバー変更を承認した場合

（7） 試合当日、JRLO に事前登録されたチームドクターが救急医療対応等で試合帯同できず、代わりに未登録のドクターを

代役として派遣する場合、出場チームは、試合開始時刻の 100 分前（プレマッチミーティング開始 20 分前）までに、JRLO が定める「チームドクター変更届」を提出することで、当該ドクターをチームドクターとして活動することを認める。

第 60 条〔選手のカテゴリ（試合エントリーおよび出場）〕

正会員は、選手の試合エントリーおよび試合出場にあたり、以下各号に定める選手のカテゴリおよび条件に従わなければならない。

① カテゴリ A-1

試合登録枠（試合エントリー）：14 名以上。ただし、フロントローが 5 名で試合登録人数が 22 名の場合は 13 名以上。

同時出場可能枠：8 名以上

② カテゴリ A-2

試合登録枠（試合エントリー）：カテゴリ A-2、B および C の合計 9 名以下、かつカテゴリ B および C の合計 6 名以下、かつカテゴリ C 3 名以下

同時出場可能枠：カテゴリ A-2、B および C の合計 7 名以下、かつカテゴリ C 3 名以下

③ カテゴリ B

試合登録枠（試合エントリー）：カテゴリ A-2、B および C の合計 9 名以下、かつカテゴリ B および C の合計 6 名以下、かつカテゴリ C 3 名以下

同時出場可能枠：カテゴリ A-2、B および C の合計 7 名以下、かつカテゴリ C 3 名以下

④ カテゴリ C

試合登録枠（試合エントリー）：3 名以下（かつ、カテゴリ A-2、B および C の合計 9 名以下、カテゴリ B および C の合計 6 名以下）

同時出場可能枠：3 名以下（かつ、カテゴリ A-2、B および C の合計 7 名以下）

第 61 条〔プレーヤーの服装〕

公式試合において使用するジャージー等衣類は JRLO が別途定める「プレーヤーの服装に関する規程」による。

第 62 条〔スタジアムへの到着〕

出場チームは、原則としてキックオフ時刻の 90 分前から 70 分前までにスタジアムに到着しなければならない。 また主管者は、出場チームがロッカールームに 180 分前から入室できるように準備しなければならない。

第 63 条〔フィールド内のチーム要員〕

（1） グラウンドには以下各号に定める者が入場できるものとする。

① 当該試合における「当日メンバー確認リスト」の記載メンバーおよび「チームスタッフエントリーリスト」の記載チームスタッフ

② JRLO が要請する責任者または担当者

（2） フィールド・オブ・プレーに立ち入ることのできるチームスタッフは以下各号の通りとする

① チームドクター1名

② チームトレーナー1名

③ 給水係2名

④ 監督・ヘッドコーチおよびディレクターオブラグビーは前1号から3号までの職務を兼任できない

第 64 条〔チームエリアの運用〕

（1） チームスタッフは待機時において、第 16 条で定めるチームエリアに留まらなければならない。

（2） チームエリアに入ることができる者は、以下各号に基づく監督、コーチその他チームスタッフおよびメディカルスタッフの最大8名ならびにリザーブ選手8名とする。

① チームスタッフとして登録され、試合開始時刻の 100 分前（プレマッチミーティング開始 20 分前）までに「チームスタッフエントリーリスト」によって申請された者。

② 監督・ヘッドコーチ・ディレクターオブラグビーとして登録された者は、試合当日にチームドクター、チームトレーナーまたは給水係としての役務に就くことはできない。

③ チームスタッフの役職はシーズン中に変更することはできない。ただし、シーズン中に登録スタッフが退任した場合はこの限りではない。

④ アシスタントチームドクターはベンチ後方もしくは横で待機し、試合中のメンバーの動向を確認できる。ただし、フィールド・オブ・プレー、チームエリアおよびテクニカルゾーンで処置を行うことはできない。

（3） 審判員に対するアピールおよび批判は厳禁とする。

（4） 主管者が別途定めるマッチマネージャーは、チームエリアを管理し、違反行為がある場合は違反者に対し注意を与えることができる。また、違反行為の程度により、ピッチコントローラーを通じてレフリーに報告し、レフリーまたはマッチコミッショナーの判断で違反者を退出させることができる。

第 65 条〔テクニカルゾーンの運用〕

（1） 第 16 条に定めるテクニカルゾーンに入ることができるのは、チームドクター、チームトレーナーとしてメディカルスタッフ2名、給水係として2名の計4名のみとする。

（2） チームドクターおよびチームトレーナーは、最大2名までフィールドの両サイドをそれぞれ自由に動くことができるが、2人が同時に同じサイドに待機することはできない。また活動中は、観客、放送局、広告幕、テクニカルゾーン、チームエリアに配慮しなければならない。

（3） チームドクターならびにチームトレーナーは、選手が負傷した時はいつでも、競技規則に従いフィールド・オブ・プレーに立ち入ることができる。

（4） 給水係がフィールド・オブ・プレー内で選手への給水活動が許されるのは以下の各号に定める時のみであり、それ以外はテクニカルゾーン内で待機しなければならない。

① トライ後からトライ後のゴールキック終了後まで

② レフリーが時計を止め、ウォーターブレイクの指示をした時

※トライの場面が全くなく、レフリーがウォーターブレイクを与えた場合のみ

（5） 給水係のうち1名は、ペナルティキックまたはトライ後のゴールキック時にキッカーにキックティを届けることができる。

（6） ペナルティキック時、給水係がフィールド・オブ・プレーに立ち入ることができるのは、レフリーがアシスタントレフリーにペナルティゴールを指示した後とする。 その際、第4項にかかわらず、給水係はピッチ内に給水ボトル1本を持ち込み、キッカーへの給水活動が許される。給水係はキックが終わるまでフィールド・オブ・プレーに滞在し、キックティを回収してテクニカルゾーンに戻るものとする。

（7） 選手は、いつでもテクニカルゾーン付近のタッチラインまで来て給水することができる。

（8） 給水係は、ウォーターボトルをフィールド・オブ・プレーに投げ入れてはならない。

（9） テクニカルゾーンにいるチームスタッフが審判員に対するアピールおよび批判をすることは厳禁とする。

（10） 主管者が別途定めるマッチマネージャーは、テクニカルゾーンを管理し、違反行為がある場合は違反者に対し注意を与えることができる。また、違反行為の程度により、ピッチコントローラーを通じてレフリーに報告し、レフリーまたはマッチコミッショナーの判断で違反者を退出させることができる。

第6章 報告

第 66 条〔公式記録の報告〕

第 36 条第7項に則り、主管者は、審判員およびマッチコミッショナーの確認後、公式記録を JRLO が定める期限までに JRLO に提出しなければならない。

第 67 条〔試合運営の報告〕

（1） 主管者は、JRLO が定める様式および手続きに従い、試合運営に係る報告（試合実施報告書）を主催者に提出しなければならない。

（2） 主管者は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、その内容を前項の報告に含めなければならない。

第 68 条〔試合収支の報告〕

主管者は、JRLO が定める様式および手続きに従い、試合運営に係る収支を主催者に提出しなければならない。

第7章 懲罰

第 69 条〔懲罰〕

別途理事会が定める「懲罰規程」による。

第8章　附則

第 70 条〔運用〕

この要項の運用に係る詳細は、「試合運営ガイドライン」およびそれに付随する資料に定めるものとする。

第 71 条〔改正〕

この要項の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 72 条〔施行〕

この要項は、2021 年 11 月 12 日より施行する。

〔改正〕

2021 年 12 月 23 日

2022 年1月5日

2022 年3月9日

2022 年4月 13 日

2022 年9月 14 日

2022 年 12 月 16 日

2023 年5月 11 日

2023 年 11 月7日

2024 年1月 29 日

2024 年4月 30 日

2024 年 10 月 22 日

2025 年 5 月 20 日

2025 年 10 月 21 日

2026 年 4 月 21 日

2026 年 10 月 20 日